

平成23年12月8日
株式会社日本政策金融公庫**平成23年度第3次補正予算成立に伴う融資制度の拡充について**
～ 東日本大震災や円高等により影響を受けた中小企業の皆さまへの支援を強化 ～

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充します。

中小・小規模企業向け融資制度の拡充内容（12月12日取扱開始）**1 東日本大震災復興特別貸付の拡充**

- （1）震災復興支援資本金ローン**を創設（中小企業事業）
自己資本が毀損した中小企業に対して、資本金性を有する長期資金（一括償還型）を供給
- （2）風評被害など震災の影響により業況が悪化している方への融資限度額を別枠化**
（国民生活事業4,800万円（生活衛生貸付は5,700万円）、中小企業事業7億2,000万円）

2 設備資金貸付利率特例制度の創設（国民生活事業、中小企業事業）

被災地域の復興に資する設備資金（注1）を資金用途とする融資については、**融資後2年間、適用利率から0.5%引き下げ**。

なお、**特定被災区域（注2）**において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、**全融資期間、適用利率から0.5%引き下げ**

（注1）一部対象とならない資金があります。

（注2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）

3 海外展開資金の拡充

- （1）小規模企業向け海外展開資金**を創設（国民生活事業）
- 東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な方で一定の要件を満たす方には、**融資後3年間、適用利率から0.5%引き下げ**（国民生活事業、中小企業事業）

4 経営環境変化資金（セーフティネット貸付）の拡充（国民生活事業、中小企業事業）

円高など社会的・経済的な環境の変化により、売上が減少する等、業況が悪化している方について、**基準利率から最大0.5%引き下げ**

5 新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充（国民生活事業）

- 「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する方」について、**1,000万円を限度として融資後3年間は基準利率から1.4%引き下げ（3年経過後は基準利率から0.5%引き下げ）**
- 「特定被災区域（注）において創業する方」について、**1,000万円を限度として基準利率から0.5%引き下げ**

（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）

6 新創業融資制度の拡充（国民生活事業）

- 融資限度額を拡充（1,000万円→1,500万円）
- 融資期間を拡充（設備7年以内、運転5年以内→設備10年以内、運転7年以内）

7 新事業育成資金（グローバル展開関連）の創設（中小企業事業）

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者へ低利融資を実施

○東日本大震災復興特別貸付の概要（国民生活事業、中小企業事業）【拡充】

利用対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利率
○直接被害を受けた方 ○原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する方	【国民生活事業】 6,000万円 （各融資制度の限度額に上乘せ）	設備資金 20年以内 （5年以内） 運転資金 15年以内 （5年以内）	①被害証明書等の発行を受けた方（注1） ○基準利率より0.5%引き下げ ○融資後3年間について 中小企業事業の場合は1億円、 国民生活事業の場合は3,000万円を 上限に基準利率より1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○間接被害を受けた方 （上記対象者の方と一定以上の取引がある方）	【中小企業事業】 3億円（別枠）	設備資金 15年以内 （3年以内） 運転資金 15年以内 （3年以内）	①被害証明書等の発行を受けた方 ○基準利率より最大0.5%引き下げ（注2） ○融資後3年間について3,000万円を上限 に基準利率より最大1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害による影響を含む）	【国民生活事業】 4,800万円（別枠） （注3） 【中小企業事業】 7億2,000万円（別枠）	設備資金 15年以内 （3年以内） 運転資金 8年以内 （3年以内）	①特に業況が悪化している方など、一定の要件に該当する方 ○基準利率（注4）より最大0.5%引き下げ（注2） ②上記以外の方 ○基準利率（注4）

- （注1）事業所等が全壊又は流出した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の適用が可能です。
- （注2）売上高等の減少を要件に0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ
- （注3）生活衛生貸付（運転資金のみ）は5,700万円
- （注4）中小企業事業の場合、信用リスク、融資期間等に応じて所定の利率が適用されます（長期運転資金に限り上限3%）。

○震災復興支援資本金ローンの概要（中小企業事業）【創設】

融資対象者	東日本大震災復興特別貸付の利用対象者に当てはまる中小企業者
融資限度額	1社あたり7億2,000万円（別枠）
融資期間	10年（期限一括償還）
利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて0.4%、3.6%の2区分の利率が適用されます。
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。 ・本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。 ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、公庫が適切と認める事業計画書を提出して頂きます。 ・期限前弁済は、原則として認められません。

○海外展開資金の概要（国民生活事業、中小企業事業）【拡充】

融資対象者	<p>経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次のすべてに当てはまる方</p> <p>(1) 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>(2) 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。</p> <p>(3) 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかであること。</p> <p>①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること</p> <p>②原材料の供給事情により、海外進出をすること</p> <p>③労働力不足により、海外進出をすること</p> <p>④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること</p>
資金使途	<p>当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む）</p> <p>（※）海外での災害による被害を受けた復旧資金も対象となる。</p>
融資限度額	<p>【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は融資限度の範囲内で2億5,000万円）</p> <p>【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円）</p>
融資期間 （据置期間）	<p>設備資金 15年以内（3年以内）</p> <p>運転資金 7年以内（2年以内）</p>
利率	<p>基準利率</p> <p><u>ただし、東日本大震災等の影響を受けた方は、適用金利（注）－0.5%（貸付後3年間）</u></p>

（注）中小企業事業については、海外展開事業の利益率や本邦内の雇用維持など一定の要件を満たした場合、特別利率②（基準利率－0.65%）が適用可能

○経営環境変化資金の概要（セーフティネット貸付）（国民生活事業・中小企業事業）【拡充】

融資対象者	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
資金使途	設備資金 運転資金
融資限度額	<p>【国民生活事業】4,800万円（注）</p> <p>【中小企業事業】7億2,000万円</p>
融資期間（据置期間）	<p>設備資金：15年以内（3年以内）</p> <p>運転資金：8年以内（3年以内）</p>
利率	<p>基準利率</p> <p><u>ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。</u></p> <p>①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率－0.2%」</p> <p>②売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率－0.3%」</p> <p>③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.5%」</p> <p><u>※中小企業事業における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）</u></p>

（注）生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の融資限度額は5,700万円です

○新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充の概要（国民生活事業）【拡充】

対象となる融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・食品貸付 ・生活衛生貸付 	
適用対象	<p style="text-align: center;"><u>創業する被災者の方</u> <u><融資対象者①></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>被災地で創業する方</u> <u><融資対象者②></u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>次のいずれかに該当する方</u></p> <p>ア 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方（勤務先が被災地（注1）に所在する場合に限る。）</p> <p>イ 前アにより創業後おおむね5年以内の方</p>	<p style="text-align: center;"><u>次のいずれかに該当する方</u></p> <p>ア 被災地（注1）において創業する方</p> <p>イ 前アにより創業後おおむね5年以内の方（注2）</p>
	<p>イ 前アにより創業後おおむね5年以内の方</p>	
資金使途	創業するために必要な資金及び創業後の事業のために必要な資金	
融資限度額	適用する融資制度に定める融資限度額のうち、1,000万円	
融資期間（据置期間）	<p style="text-align: center;">設備資金 7年以内（6ヵ月以内）</p> <p style="text-align: center;">運転資金 5年以内（6ヵ月以内）</p>	
利率	<p style="text-align: center;"><u><当初3年間>基準利率-1.4%</u></p> <p style="text-align: center;"><u><4年目以降>基準利率-0.5%</u></p>	基準利率-0.5%
その他	融資対象者①の方は、「雇用保険受給資格者証」の提出が必要となります。	

（注1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島）の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）

（注2）東日本大震災後に創業し、現在も被災地において営業している方に限ります。

○新創業融資制度の概要（国民生活事業）【拡充】

融資対象者	新たに事業を始める方又は事業開始後で税務申告を2期終えていない方
資金使途	創業するために必要な資金及び創業後の事業のために必要な資金
融資限度額	1,500万円
融資期間（据置期間）	<p>設備資金 10年以内（6ヵ月以内）</p> <p>運転資金 7年以内（6ヵ月以内）</p>
利率	<p>融資制度によって、適用利率が異なります。</p> <p>※法人の代表者の方等が保証人になる場合は、利率が0.1%低減されます。</p>
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	事業開始前又は事業開始後で税務申告を終えていない方は、創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できる必要があります。

○新事業育成資金（グローバル展開関連）の概要（中小企業事業）【創設】

<p>融資対象</p>	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業化後概ね7年以内の新たな事業の売上高が前期比15%以上増加していること ②本邦内で本社を存続すること ③知的財産権を利用した事業等の新たな事業であって、海外を含む市場調査に基づき知的財産権を利用した事業等を行い、模倣対策に取り組んでいると認められるもの ④新たな事業が、海外展開事業を含む場合、その規模が本邦内の事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること
<p>融資限度額</p>	<p>6億円</p>
<p>融資期間 (据置期間)</p>	<p>設備資金 15年以内(5年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)</p>
<p>利率</p>	<p>特別利率③</p>
<p>その他</p>	<p>資金用途に海外企業に対する転貸資金を含む</p>